

入札説明書

令和3年札幌市告示第6339号に基づく入札については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和3年11月12日（金）

2 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部総務課庶務係

電話番号 (011) 211-2906

ファックス番号 (011) 211-5108

メールアドレス kankyo-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達役務

発寒破碎工場設備等運転業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。仕様書等は環境局ホームページに掲載する。また、希望する者には、上記2の契約担当部にて交付する。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

発寒破碎工場（札幌市西区発寒15条14丁目2番30号）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするが、契約金額は入札書に記載されたそれぞれの単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額とする（ただし、通常業務については、小計の額に10%に相当する額を加算した金額とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する単価は1円以上1円単位とする。なお、単価が空欄若しくは0円で入札されたものは無効とする。

(6) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 平成30年～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」のうち、中分類「廃棄物処理業」及び「建物設備等保守管理業」の両方に該当する者であること。

(3) 国又は地方公共団体が発注した、高速回転式破碎機及びせん断式破碎機の双方が稼働する破碎工場（処理能力75t／日以上）の運転業務を履行した実績（平成23年4月1日以降に継続して1年以上履行したものに限る）を有すること（再委託として履行した場合を除く）。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不

- 健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(2)の総合評価の方法によって得られた得点(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価の方法(落札者決定基準)

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札書記載金額及び技術提案に係る書類(以下、「提案書」という。)に基づき行うものとする。

イ 総合評価点は次に掲げる算定式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} \times 0.4 + \text{技術点} \times 0.6$$

(小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値とする。)

ウ 価格点は、次に掲げる算定式により算定する。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times \text{基準価格} / \text{入札書記載金額}$$

(小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値とする。)

基準価格は、低入札価格調査制度運用要領4条に定める調査基準額とし、調査基準額の算定は同要領同条第1項第2号によるものとする。

なお、入札書記載金額が基準価格未満の場合は、入札書記載金額を基準価格としたうえで、価格点を5%減点する。

エ 技術点は、提案書の記載内容を評価項目ごとに評価した評価点の合計を1.20で除した値(小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値)とする。評価項目の概要は次のとおりであり、詳細は落札者決定基準による。

(ア) 業務実績・従事者

- a 財務状況の健全性
- b 業務実績
- c 業務責任者等の配置
- d 従事者の配置

(イ) 運転管理・維持管理

- a 運転管理
- b 保全管理
- c 教育・研修等
- d リスク管理
- e 労働環境に対する配慮
- f 業務引継
- g 環境負荷低減

オ 落札者となるべき同じ総合評価点の者が、2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人がくじを直接ひかない者がいるときは、これに替えて、当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引くものとする。

(3) 落札者の決定

落札者を決定したときは、総合評価に係る審査結果について、入札に参加した者に対し、適当な方法により通知する。なお、落札決定は、令和3年12月24日(金)までに行う予定である。

(4) 落札後の提出書類

落札決定後、落札者は次に掲げる書類を令和4年1月7日（金）17時00分までに上記2宛に提出すること。

なお、ア～ウの書類は、別記4の業務費内訳書等記載要領に基づき作成すること。

ア 業務費内訳書

イ 業務従事者賃金支給計画書

ウ 社会保険料事業主負担分調書

(5) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者決定後、本調達における入札結果を公表する。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、上記(4)の通知した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、書面（別紙5：15ページ）により疑義の照会を行うことができる。なお、その場合の回答は、書面にて後日行う。

6 入札参加条件

- (1) この競争入札に参加を希望するものは、上記4(3)に掲げる競争参加資格を有することを確認できる書類（業務委託契約書、仕様書、完了届等の写し）を、入札参加資格送付書（別紙4：14ページ）とあわせて下記の受領期限までに提出すること。

なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出場所

上記2に同じ。

(3) 提出期限

令和3年12月6日（月）15時00分（送付の場合は必着のこと。）

7 入札書及び提案書の提出場所等

(1) 提出場所

上記2に同じ。

(2) 提出期限

令和3年12月10日（金）10時00分（送付の場合は必着のこと。）

持参又は送付により提出すること（電子メールその他の方法による提出は認めない）。

(3) 入札書及び提案書の提出方法

ア 入札書は別紙1（9,10ページのとおりに）にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年12月10日13時15分開札〔発寒破碎工場設備等運転業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに提出しなければならない。

イ 提案書は、別記1にて作成し、直接提出する場合は封筒（入札書とは別の封筒）に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年12月10日13時15分開札〔発寒破碎工場設備等運転業務〕の提案書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに提出しなければならない。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、内封は上記ア、イの通り作成し、外封に「令和3年12月10日13時15分開札〔発寒破碎工場設備等運転業務〕の入札関係書類在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

エ 入札者は、その提出した入札書及び提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

図 1) 入札書提出時の封筒について

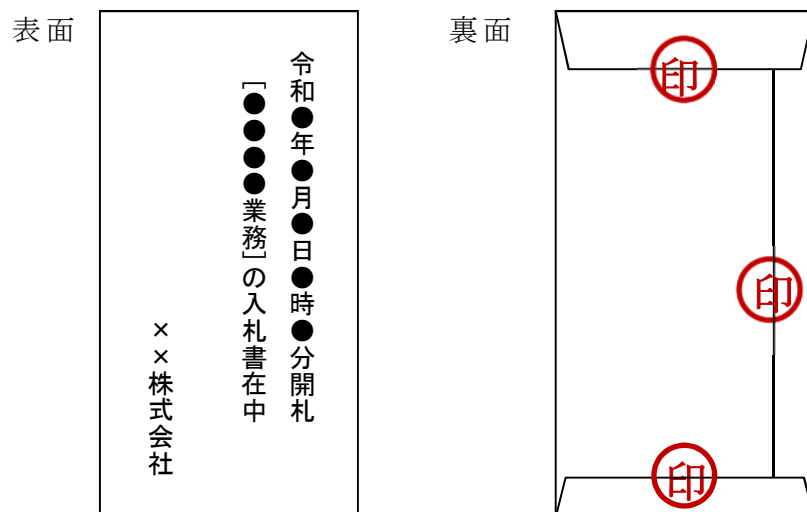
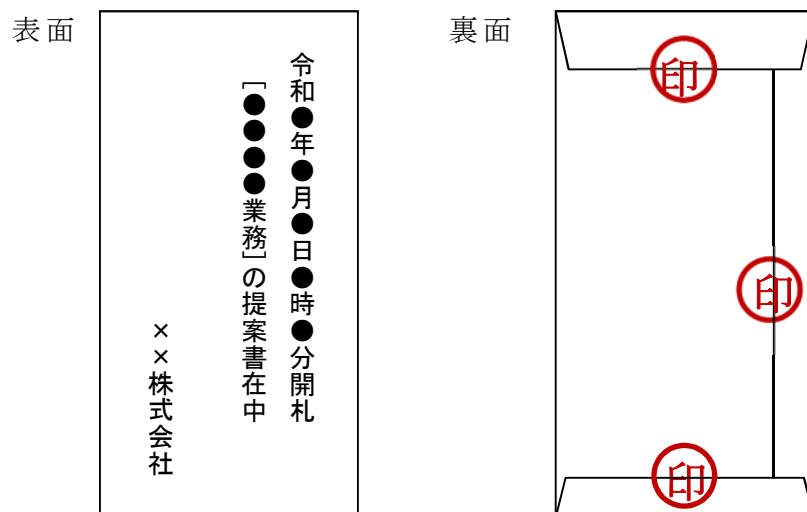


図 2) 提案書提出時の封筒について



(4) 代理人による入札

ア 代理人（又は副代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の指名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状（別紙 2：入札説明書 11 ページのとおり）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 入札者に要求される事項

ア 入札者は、落札決定までの間において、入札書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

8 現地説明会

(1) 住所

発寒破碎工場（札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 2 番 30 号）

- (2) 希望者に対しては、令和3年11月24日（水）に現地にて説明を行う。説明会への参加を希望する者は令和3年11月18日（木）16時まで上記2にファックス又は電子メールで申し込むこと（様式は問わない）。
- (3) ヘルメット・防じんマスク・作業服は、各自で用意すること。
- (4) 参加希望者がいない場合は、現地説明会は中止する。

9 開札等

(1) 開札の日時及び場所

令和3年12月10日（金）13時15分
札幌市役所本庁舎12階 環境局会議室

(2) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札を打ち切る（再度入札は行わない）。
- カ 開札をした場合において、次の事項を告げた後、落札を保留して開札を終えるものとする。
 - (ア) 入札が無効となる入札参加者
 - (イ) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者
 - (ウ) 調査基準価格を下回る価格で入札をした入札参加者

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札
- イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札
- ウ 上記7(2)の入札書等の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

10 入札に関する質問

(1) 入札に関する質問の受付

入札説明書、仕様書等又は総合評価落札方式の手続に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期限 令和3年11月24日（水）17時まで

イ 提出場所

質問事項について、質問書（別紙3：入札説明書13ページのとおり）に簡潔にまとめ、書面を持参、送付、ファックス又は電子メールにて上記2宛に提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和3年12月1日（水）17時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

11 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止措置」という。）を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(4) 契約書の作成

ア 契約の相手方（落札者）が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 契約書案 入札説明書22～32ページのとおり

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

(7) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された提案書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

(8) 技術提案の履行確保について

ア 落札者が提示した技術提案にあっては、その内容を契約の特記仕様書として上記(5)の契約書の条項に加え約定する。

イ 上記アで約定した特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、落札者自らの責任において、誠実に履行するものとする。

ウ 特記仕様書について、契約の相手方（落札者）が正当な理由なく履行せず、札幌市からその是正指示を受けたにも関わらず、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認めるときは、その者に対し、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき参加

停止措置を行う場合がある。

エ 前記オの場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、契約の相手方(落札者)に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額する場合がある。

オ 前記ウの是正指示を受けた契約の相手方(落札者)が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除する場合がある。

(9) 書類の記載にあたっては、加熱等により記載した文字を消すことのできるボールペン(いわゆる「消せるボールペン」)及びインク浸透印(いわゆる「シャチハタ」印)を使用しないこと。これらを使用した書類による入札は無効とする。

(10) 入札書の様式に記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

(11) 延長業務の深夜単価

延長業務の深夜単価は、延長業務1時間あたりの各入札単価に以下の各係数を乗じ、1円未満を切り捨てた金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額とする(端数は切り捨てない)。なお、22時から5時までを深夜とする。

ア 受入延長業務 (深夜単価)	: 1. 2 0 0 1
イ 処理延長業務A (深夜単価)	: 1. 2 0 0 0
ウ 処理延長業務B (深夜単価)	: 1. 2 0 0 0
エ 機器修理業務A (深夜単価)	: 1. 2 0 0 1
オ 機器修理業務B (深夜単価)	: 1. 2 0 0 0
カ 機器修理業務C (深夜単価)	: 1. 2 0 0 0
キ 機器修理業務D (深夜単価)	: 1. 2 0 0 0
ク 機器修理立会業務(深夜単価)	: 1. 1 9 9 9
ケ 機器復旧業務 (深夜単価)	: 1. 1 9 9 9
コ 除雪業務 (深夜単価)	: 1. 2 0 0 1

入札参加に係る提出書類一覧表等

入札参加者は、下記 1 及び 2 に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を作成のうえ、それぞれ提出期限日までに所定の方法により提出すること。

記

1 入札に関する書類

名称	提出書類	提出部数
①入札書	入札書（別紙 1）	1 部
②参加資格書類	入札参加資格送付書（別紙 4）及び入札説明書 4 (3) に示す入札参加資格を有することが確認できる書類	1 部
③委任状	委任状（別紙 2） ※代理人が入札する場合に提出。（必要に応じて）	1 部

2 技術提案に関する書類

名称	提出書類	提出部数
④提案書	別記 3 「落札者決定基準」に基づき、入札参加者が、技術提案する概要を記載した書類 ア 提案様式 1 イ 提案様式 2 ウ 提案様式 3－1 エ 提案様式 3－2 オ 提案様式 3－3 カ 提案様式 3－4 キ 提案様式 4－1 ク 提案様式 4－2 ケ 提案様式 4－3 コ 提案様式 4－4 サ 提案様式 4－5 シ 提案様式 4－6 ス 提案様式 4－7	各 2 部 (正副)

3 提出に当たっての留意事項

- (1) 上記 1 に掲げる書類については、「必要に応じて」の記載があるものを除き、提出が必須となるものである。提出がない場合には、入札の参加を認めない、あるいは入札を無効とする。
- (2) 提出書の記述は日本語とする。なお、一般的に認知されている商標及び略称は除く。
- (3) 提案書には、上記 2 に掲げる提案書のほか、提案内容の根拠書類として添付が必須となる書類があるので、詳細については、別記 3 「落札者決定基準」を参照すること。

別紙 1 入札書

入 札 書

入 札 金 額 (内 訳 別 紙)	金 円
調 達 件 名	発寒破碎工場設備等運転業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者 住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。
- 3 内訳と割印をすること。

別紙 1 入札書（内訳）

		単 価	数量	小 計
発寒破碎工場設備等運転業務 （通常業務）			一式	円
延 長 業 務	受入延長業務	円／時間	63	円
	処理延長業務 A	円／時間	438	円
	処理延長業務 B	円／時間	270	円
	機器修理業務 A	円／時間	15	円
	機器修理業務 B	円／時間	6	円
	機器修理業務 C	円／時間	12	円
	機器修理業務 D	円／時間	36	円
	機器修理立会業務	円／時間	42	円
	機器復旧業務	円／時間	3	円
	除雪業務	円／時間	3	円
総計 ※入札金額に一致		円		

委 任 状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
委任者 会社名
氏 名

印

業務名 発寒破碎工場設備等運転業務

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名

印

- 備考1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
2 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

- 備考 1 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。
- 2 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

質 問 書

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号

調達件名 発寒破碎工場設備等運転業務

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書 3 ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。
※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

入札参加資格送付書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

担当者
電話番号

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名 発寒破碎工場設備等運転業務

(1) 提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

☐ 過去の業務実績についての証明 (契約書、業務完了届等の写し)

☐ その他

※具体的な書類名を記入

(2) 提出枚数

枚 (本書を含まない。)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

商号又は名称

住 所

代表者名

印

総合評価一般競争における評価点の疑義について（照会）

年 月 日に入札のありました下記業務に係る評価点について、疑義がありますので照会します。

記

- 1 業務の名称
発寒破碎工場設備等運転業務
- 2 疑義のある事項

(記載方法)

別紙 1 入札書

契約希望金額の 100/110 に相当する金額を記入してください。内訳の総計の額に一致すること。

入札

入札金額 (内訳別紙)	金	円
調達件名	発寒破碎工場設備等運転業務	

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

年 月 日

(あて元) 札幌市長

住所
入札者 商号又は名称
職・氏名

印

入札代理人 氏名

印

代理人が入札を行う場合には、代理人名を記入し、委任状と同じ印で捺印してください。

- 備考
- 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
 - 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。
 - 3 内訳と割印をすること。

(記載方法)

別紙1 入札書 (内訳)

		単 価	数 量	小 計
発寒破砕工場設備等運転業務 (通常業務)			一式	円
延 長 業 務	受入延長業務	円／時間	63	円
	処理延長業務A	円／時間	438	円
	処理延長業務B	円／時間	270	円
	契約希望金額の 100/110 に相当する単価を記入の上、数量を乗じた額を小計欄に記入してください。 単価が空欄もしくは0円の入札は無効です。		円／時間 15	円
			円／時間 6	円
	機器修理業務C	円／時間	12	円
	機器修理業務D	円／時間	36	円
	機器修理立会業務	円／時間	42	円
	機器復旧業務	円／時間	3	円
	除雪業務	円／時間	3	円
総計 ※入札金額に一致		円		

入札書と割印してください。代理人が入札する場合は、代理人の印で割印してください。

各小計の合計額を記入してください。入札金額に一致すること。

(記載方法)

別紙2

委任状

委任を受けた日付を記載してください。

※ 入札書記入日以前の日付となります。

年 月 日

(あて先)
札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

住 所

委任者

氏 名

印

業務名を記載してください。

業務名

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名

印

代理人の名前を記載し捺印してください。

※シャチハタ印は不可。朱肉印を使用してください。

備考1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。

2 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

(記載方法)

共通一第 14 号様式

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

落札者の決定日（通常は開札日）の日
付を記載してください。

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

会社の住所、会社名、代表社名を記載して捺印し
てください。

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号、
法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出
ます。

備考 1 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免
税事業者である場合、速やかに提出すること。

2 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を
可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

(記載方法)

別紙 3

質 問 書

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表社名、担当者名、電話番号を記載し、質問事項を記載のうえ、契約担当部局に提出してください。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者
電 話

質問のある業務の名称を記載してください。

調達件名

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書 3 ページ(4) 履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

(記載方法)

別紙 4

入札参加資格送付書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名、担当者名、電話番号を記入し、代表者印を押印してください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号

印

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名

対象業務の名称を記載してください。

(1) 提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

☐ 過去の業務実績についての証明 (契約書、業務完了届等の写し)

☐ その他

※具体的な書類名を記入

提出書類の枚数を記載してください。

(2) 提出枚数

枚 (本書を含まない。)

(案) 契 約 書

役務の名称 発寒破砕工場設備等運転業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 通常業務 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
延長業務 別表 1 のとおり
- 2 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 契約保証金 受託者は、契約の締結と同時に、契約金額の 10/100 に相当する契約保証金（金 円）を納めなければならない。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額を1年間あたりの金額に換算した額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監

督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、別表2に定める各月の期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、別表2に定める各月の期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下、「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大

蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかにしたとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(かし担保)

第13条 業務期間中、委託者において、かしを発見したときは、当該損傷等が委託者の過失又は災害等による場合を除き、受託者は、委託者の指定する日までにこれを良品と交換し、又は補修するものとする。

- 2 業務終了後、委託者は、隠れたかしが発見された場合は、その補修にかかわる費用を受託者に請求することができる。

(契約の解除等)

第14条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引

上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関

連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 委託者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額(委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

第14条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸

与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第15条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第16条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別表 1 延長業務の契約単価 (1 時間あたり)

業 務 名	契 約 単 価	
受入延長業務	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
処理延長業務 A	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
処理延長業務 B	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
機器修理業務 A	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
機器修理業務 B	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
機器修理業務 C	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
機器修理業務 D	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
機器修理立会業務	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
機器復旧業務	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)

除雪業務	(1) 延長業務単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
	(2) 深夜単価	円
	(うち消費税及び地方消費税の額	円)

※ ただし、延長業務指示書に基づいて行った業務を延長業務とし、そのうち 22 時から 5 時までを深夜とする。

別表２ 契約金額の分割払いについての特約

- 1 委託者および受託者は、契約書に定める契約金額の支払いについて、この特約に従って行うものとする。
- 2 受託者は、第４条第２項に定める検査に合格したときは、各月につき、下記の表に定める額及び当該１か月間の延長業務の実績に基づく額を合計した金額を委託者に対して請求できる。
- 3 延長業務の実績に基づく額は、別表１に定める延長業務分の各契約単価に、各区分の従事合計時間数（30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ）を乗じて得た金額を合計し、1 円未満の端数を切り捨てた金額とする。

月	支払金額	月	支払金額
令和 4 年 4 月	円	令和 5 年 1 0 月	円
令和 4 年 5 月	円	令和 5 年 1 1 月	円
令和 4 年 6 月	円	令和 5 年 1 2 月	円
令和 4 年 7 月	円	令和 6 年 1 月	円
令和 4 年 8 月	円	令和 6 年 2 月	円
令和 4 年 9 月	円	令和 6 年 3 月	円
令和 4 年 1 0 月	円	令和 6 年 4 月	円
令和 4 年 1 1 月	円	令和 6 年 5 月	円
令和 4 年 1 2 月	円	令和 6 年 6 月	円
令和 5 年 1 月	円	令和 6 年 7 月	円
令和 5 年 2 月	円	令和 6 年 8 月	円
令和 5 年 3 月	円	令和 6 年 9 月	円
令和 5 年 4 月	円	令和 6 年 1 0 月	円
令和 5 年 5 月	円	令和 6 年 1 1 月	円
令和 5 年 6 月	円	令和 6 年 1 2 月	円
令和 5 年 7 月	円	令和 7 年 1 月	円
令和 5 年 8 月	円	令和 7 年 2 月	円
令和 5 年 9 月	円	令和 7 年 3 月	円
		合 計	円

別 紙

労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

委託者（札幌市）は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

記

1 労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

(1) 業務従事者名簿（様式1）及び業務従事者配置計画書（様式2）

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿（様式1）」及び「業務従事者配置計画書（様式2）」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(2) 業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）

労働者（上記(1)の「業務従事者名簿（様式1）」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

(3) 業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）を提出すること。

2 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあつては、受託者は、上記1の書面のほか、契約約款第17条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

(1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの

(2) 上記1の書面での確認において疑義が生じたもの